

◎独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家との連携協議会における委員からの意見、提言等に対し、法人運営の改善に活用した取組例

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家との連携協議会における委員からの意見については、その場で回答するほか、その内容等を別途取り纏め、関係する委員会、事務局担当課等にて検討することとしている。
- (2) 大学としての新たな取り組み等について、今後の参考としている。
- (3) 検討し、改善した事項(又は改善する)については、会議等の場で報告等を行っている。
- (4) 具体的な取組例については下記のとおり。

年月日	意見、提言等の内容	対 応
R3.6.25	該当なし。	該当なし。